

(別 添)

「飼料の有害物質の指導基準の制定について」（昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号畜産局長通知）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>飼料の有害物質の指導基準及び管理基準をそれぞれ別紙 1 及び別紙 2 のとおり定めたので、御了知の上、基準を超えた飼料については、販売することのないよう、貴会傘下の会員（組合員）に対する<u>工程管理の周知徹底につき御協力をお願いします。</u></p> <p>別紙 1 の指導基準を超えた飼料については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第23条第 1 号に掲げる飼料に該当します。</p> <p>別紙 2 の管理基準を超えた飼料については、直ちに法第23条第 1 号に掲げる飼料に該当するわけではありません。</p> <p><u>ただし、管理基準の超過の程度によっては、有害畜産物が生産される等のおそれがあることから、事業者の工程管理における自主検査等により管理基準を超えた飼料が確認された場合は、事業者は、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（以下「農林水産省」という。）に対して速やかに報告してください。農林水産省は、当該報告を受けて、飼料から畜産物への移行性や家畜等への影響の状況等を総合的に勘案した上で、法第23条第 1 号に掲げる飼料に該当するか判断します。</u></p> <p><u>なお、いずれの基準についても、飼料中の有害物質の基準を超えた場合には、飼料の製造等の工程管理が適切に実施されていなかった可能性があることから、関係事業者が協力して原因究明を行い、同様の事例が再発することのないよう指導方お願いします。</u></p> <p>また、本基準に係る分析法は、「飼料分析基準」（平成20年 4 月 1 日付け19消安第14729号）によるものとするを申し添えます。</p> <p>別 紙 1 指導基準</p> <p style="text-align: right;">単位：mg/kg</p>	<p>飼料の有害物質の指導基準を別紙のとおり定めたので、御了知の上、基準を超えた飼料については、販売することのないよう、貴会傘下の会員（組合員）に対する周知徹底につき御協力をお願いします。</p> <p>なお、本基準に係る分析法は、「飼料分析基準」（平成20年 4 月 1 日付け19消安第14729号）によるものとするを申し添えます。</p> <p>別 紙</p>

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
かび毒	アフラトキシンB ₁	配合飼料（乳用牛用）	0.01

別紙 2

管理基準

単位：mg/kg

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬	[省略]	[省略]	[省略]
重金属等	[省略]	[省略]	[省略]
かび毒	アフラトキシンB ₁	配合飼料（牛用（ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く）、豚用（ほ乳期子豚用を除く）、鶏用（幼すう用及びブロイラー前期用を除く）、うずら用）、 <u>とうもろこし</u>	0.02
		配合飼料（ほ乳期子牛用、ほ乳期子豚用、幼すう用、ブロイラー前期用）	0.01
		<u>家畜に給与される飼料</u>	1
		<u>生後3か月以上の牛に給与される飼料</u>	4
	<u>ゼアラレノン</u>	<u>家畜等（生後3か月以上の牛を除く。）に給与される飼料</u>	1
	<u>デオキシニバレノール</u>		
その他	[省略]	[省略]	[省略]

注：1. 基準の対象となる配合飼料には、混合飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）を含み、養殖水産動物用飼料は含まない。

単位：mg/kg

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬	[省略]	[省略]	[省略]
重金属等	[省略]	[省略]	[省略]
かび毒	アフラトキシンB ₁	配合飼料（牛用（ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く）、豚用（ほ乳期子豚用を除く）、鶏用（幼すう用及びブロイラー前期用を除く）、うずら用）	0.02
		配合飼料（ほ乳期子牛用、 <u>乳用牛用</u> 、ほ乳期子豚用、幼すう用、ブロイラー前期用）	0.01
その他	[省略]	[省略]	[省略]

注：1. 基準の対象となる配合飼料には、混合飼料を含み、養殖水産動物用飼料は含まない。

2～4. [省略]

5. 基準の対象となるとうもろこしは、外皮、ひげ及びびしんを除いた種子を指す。

2～4. [省略]